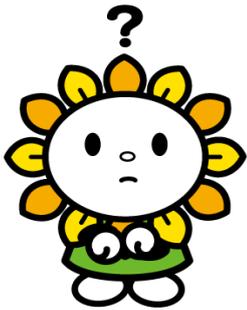


クルクルごみ減量通信 第12号

最近、指定ごみ袋にどれくらい入っていれば燃えるごみ・燃えないごみで出せるのか、というお問い合わせが多くなっています。そこで、今回は、皆さんに燃えるごみ・燃えないごみを袋に入れて出す場合と、粗大ごみとして出すときの基準をお伝えしたいと思います！！



Q. 燃えるごみ・燃えないごみを袋に入れて出す場合と、粗大ごみとして出す時の基準を教えてください！

A. 燃えるごみ・燃えないごみの指定袋に
3分の2以上 入れれば袋で出すことができます！（袋から多少飛び出る場合、袋の口をテープでとめて下さい。）



もし3分の2以上入らない場合は・・・

ただし例外があります！！

大きさにかわらず粗大ごみになるもの

- 石油ファンヒーター・ストーブ

粗大ごみ処理券1枚につき

- ブロック:4個
- レンガ:10個
- タイル:10個(25cm四方換算)
- つけもの石:4個
- 物干し台:1組
- 側溝のふた:1枚
- かわら:4枚

粗大ごみ(予約制※1世帯当たり月1回
5点まで)として出してください！

- ① 粗大ごみ予約センターへ予約する。
(電話:0561-52-4893 またはインターネット)
- ② 粗大ごみ処理取扱店(スーパー、コンビニ、市役所など)で「粗大ごみ処理券」(1枚800円)を購入する。
- ③ 予約時に指定された日に指定された場所へ、粗大ごみ1点につき1枚の粗大ごみ処理券を貼り、収集日の朝(8時まで)に出してください